

# くらしの情報

## お知らせ

**自動車税・軽自動車税  
休日納税窓口開設**

5月31日(水)は、自動車税・軽自動車税の納期限です。

自動車税は、4月1日現在で自動車(軽自動車、二輪車を除く)をお持ちの方に納めていただく県税、軽自動車税は、4月1日現在で軽自動車(二輪車を含む)をお持ちの方に納めていただく市町村税です。

下記のとおり休日納税窓口を開設しますので、ぜひご利用ください。

自動車税・軽自動車税の休日窓口は下記日時のみ開設となります。また、富士見町役場では同日町徴収金全般の納税もお受けいたします。

諏訪地方事務所県税チーム(諏訪合同庁舎3階)では、5月25日(木)・26日(金)、29日(月)・31日(水)に午後7時30分まで夜間窓口を開設していますので、こちらをご利用ください。

期 日	時 間	会 場	取扱い税目
5月27日(土)	午前9時から 午後4時まで	諏訪合同庁舎1階 県民室	自動車税
28日(日)	午前10時から 午後4時まで	富士見町役場	自動車税 富士見町軽自動車税 富士見町徴収金全般

問\*自動車税について

諏訪地方事務所県税チーム

☎57・2905  
FAX57・2962

\*軽自動車税・町徴収金

富士見町役場財務課収納係

☎62・9123  
有9123

## 「民生委員・児童委員の日」

「あなたの相談相手 民生委員・児童委員はいつでもそばにいます」をキャッチフレーズに、この運動が5月12日から5月18日まで行われます。皆さんは民生・児童委員の活動をご存知ですか？

\*民生・児童委員は地域住民を支援するボランティアです。

\*民生・児童委員は守秘義務があります。ご相談内容の秘密は守ります。

\*民生・児童委員は心配事を解決するために、福祉制度など、様々な支援サービスを紹介します。

\*民生・児童委員は必要に応じて、関係団体・機関や福祉サービスとの調整役を努めます。

あなたの心配事の相談にのり、お手伝いをするのがあなたの町の「民生・児童委員」です。悩みや心配ごとがありましたら、お近くの民生・児童委員に、お気軽にご相談ください。

憲法週間(5月1日～5月7日)  
「憲法は明るい社会の道しるべ」

## 「富士見町史」(下巻) 販売中

富士見町史下巻が発刊されました。明治維新から第二次大戦までの「近代編」、戦後から現代までの「現代編」、町内の神社、寺院、キリスト教会についてまとめた「宗教編」、年中行事、生業と生活、方言などを記した「民俗編」の四部構成の大冊です。1冊3千円でコミュニティ・プラザ、井戸尻考古館で販売しておりますので、ぜひご購入ください。(上巻も残部あります。1冊5千円)

問 生涯学習課

生涯学習公民館係

☎62・7900  
有8145

## 奨学金制度の活用を

この制度は、当町在住者で経済的理由により高等学校への就学が困難で、かつ成績優秀な学生に対して、奨学金を月額9千円支給する制度です。

申し込み期限  
6月16日(金)

申込問

子ども課総務学校教育係

☎62・9235  
有9235

## 募 集

### 町政モニター

町では、平成18年度町政モニターを募集します。

町政モニターは町政に対する町民の皆さんのご意見やご要望を直接お聴きし、より民主的な町政を推進するための広聴制度です。

応募資格

町内に居住する20歳以上の方で、町政全般について関心を持ち、中立的な立場の人(国・地方公共団体の議員・公務員及びこれに類する公社・公団等の職員を除く)。

任 期

平成18年7月1日～

平成19年6月30日

募集人数 4名

モニターは全員で16名です。12名は地域、性別、年齢が均等になるように、各地区からの推薦で決定します。

主な仕事

\*町政に関する意見、要望、苦情等の申し出  
\*モニター会議(3回)への出席

応募締め切り

6月15日(木)

選考方法

地域、年齢、性別等を考慮